

# 身体拘束等の適正化のための指針

令和5年9月1日制定  
社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会  
身体拘束適正化検討委員会

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する本会訪問介護事業所、本会障害者福祉サービス事業所（以下「事業所等」という。）において身体拘束等の適正な対応を推進し、利用者の安全と人権を擁護することを目的としてこの指針を定めます。

## 2. 身体拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

- (1) 本会内に事業所等の管理者等で構成する「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。
- (2) 「身体拘束適正化検討委員会」の設置に関する要項は別に定めます。

## 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 事業所等の職員を対象とした身体拘束等の適正化に関する研修は、事業所等において年1回以上実施するとともに、事業所等の職員を新規に採用したときにおいても実施します。
- (2) 研修の実施内容は毎回記録します。

## 4. 身体拘束等を行わざるを得ない状況になった場合の対応方法・報告方法等に関する基本方針

身体拘束等を行わざるを得ない状況になった場合は、以下の手順で行います。

- (1) カンファレンスの実施
  - ・ 事業所等の管理者等の関係者が集まり、身体拘束等を行った場合の利用者本人の心身の損害や身体拘束等をしない場合のリスクについて検討し、1) 切迫性、2) 被代替性、3) 一時性の3つの要件をすべて満たしているかどうかを確認します。
  - ・ 身体拘束等について検討、確認した内容を「身体拘束適正化検討委員会」に報告します。
  - ・ 身体拘束等を行わざるを得ない状況になった場合は、身体拘束等の目的、理由、拘束時間、期間等を検討します。
- (2) 利用者本人とその家族に対しての説明
  - ・ 身体拘束等の目的、理由、拘束時間、期間、改善に向けた取り組み方法等について説明し、十分な理解と同意が得られるように努めます。
  - ・ 身体拘束等の同意期間を超え、なお身体拘束等を必要とする場合については、利用者本人とその家族に現状と今後の方向性などを説明し、同意を得た上で実施します。
- (3) 記録と再検討
  - ・ 身体拘束等に関する記録は、所定の様式を用いて、身体拘束等の目的、理由、拘束時間、期間、心身の状況などを記録します。
  - ・ 身体拘束等の早期解除にむけて、拘束の必要性や方法を適宜、検討します。
- (4) 拘束の解除
  - ・ 身体拘束等を継続する必要がなくなったときは、利用者本人とその家族に説明の上、速やかに身体拘束等を解除します。

## 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等はいつでも本指針を事業所等で閲覧することができます。また、事業所等に本指針を掲示するとともに、いつでも自由に閲覧できるよう本会ホームページにも掲載します。

## 6. その他、身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

上記の3.に定める研修のほか、狭山市等が実施する身体拘束等の適正化に関する研修に参加し、利用者の安全と人権を擁護できるよう研鑽を図ります。